

会津図書館雑誌スポンサー制度事業実施要領

(平成 29 年 12 月 15 日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、「会津若松市広告掲載等に関する要綱」(平成 20 年 11 月 6 日決裁。以下「要綱」という。)に基づき、会津図書館で実施する雑誌スポンサー制度事業に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 雑誌を広告媒体として活用することにより、事業者等の情報発信の場を提供するとともに新たな雑誌を確保し、市民への図書館サービス向上を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、広告を掲載する者(以下「スポンサー」という。)が購入費用を全額負担し、会津図書館に提供する雑誌(以下「提供資料」という。)の最新号のカバー及び雑誌架にスポンサー名及び広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものをいう。

(基準)

第4条 要綱第4条第4項の規定に基づき、個別の基準は別表1のとおりとする。

(広告の規格、掲載方法及び広告の掲載期間)

第5条 要綱第7条の規定に基づき、広告の規格及び掲載方法は、別表2のとおりとする。

2 広告の掲載期間は、原則として1年間(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下「年度」という。)とする。

- (1) 広告を年度の途中から掲載する場合の掲載期間は、当該広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、会津若松市教育委員会とスポンサーとの協議により、提供開始を翌年度の4月1日からとすることができる。
- (2) 広告の掲載期間満了の2か月前までに、スポンサーから雑誌スポンサー中止届(第8号様式)の提出がない場合は、従前と同一の条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年度の3月31日までとする。

(スポンサーの申込及び選定の方法等)

第6条 要綱第8条第1項の規定に基づき、スポンサーの申込等については次のとおりとする。

2 スポンサーになろうとする者は、教育委員会が別に定める「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから提供資料を選定し、雑誌スポンサー申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申し込みをするものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿
 - (2) 法人・団体の場合、会社概要
 - (3) 業種又は事業内容が判別できる資料
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- 3 申込は、随時受け付けするものとし、会津図書館の開館時に持参又は電子メールによる送信もしくは郵送のいずれかの方法により提出する。
- 4 提供資料は、教育委員会が別に定める「スポンサー募集雑誌リスト」のうちから複数選定することができる。
- 5 同一の提供資料について申込が重複した場合は、申込日の早い者を優先する。

(スポンサーの決定及び広告の内容審査)

- 第7条 教育委員会は、前条の申込を受けたときは、提出書類を審査する。この場合において、教育委員会は、要綱第5条に規定する会津若松市広告審査委員会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 2 教育委員会は、広告の具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、申込者に指示するものとする。この場合において、申込者は、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
 - 3 教育委員会は、審査が終了したときは、スポンサーの承諾をするときはその旨を、スポンサーの承諾をしないときはその旨及び承諾しない理由を、速やかに雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。
 - 4 教育委員会は、スポンサーの承諾決定をしたときは、提供資料名、スポンサー名及び広告の掲載期間を、市と会津図書館のホームページ及び会津図書館内掲示物で公表する。
 - 5 市長は、スポンサーの承諾決定を受けた者と覚書(第3号様式)により契約を締結するものとする。

(広告内容の変更)

- 第8条 スポンサーは、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、変更をしようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(第4号様式)の提出を受けたときは、提出書類を審査する。この場合において、教育委員会は、審査会の委員の意見を聴くものとする。
 - 3 教育委員会は、広告の変更に係る具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、スポンサーに指示するものとする。この場合において、スポンサーは、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
 - 4 教育委員会は、審査が終了したときは、広告内容の変更を承諾するときはその旨を、広告内容の変更を承諾しないときはその旨及び承諾しない理由を、速やかに雑誌スポンサー広告内容の変更通知書(第5号様式)によりスポンサーに通知するものとする。

(提供資料の変更)

- 第9条 スポンサーは、提供資料が休刊又は廃刊その他の理由により提供することができなくなるおそれがあるときは、教育委員会と協議のうえ、第6条第2項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」に記載する別の雑誌に広告を振り替えることができる。
- 2 スポンサーは、雑誌の振り替えを申し込むときは、雑誌スポンサー提供資料変更申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー提供資料変更申請書(第6号様式)の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、雑誌スポンサー提供資料変更通知書(第7号様式)により、スポンサーに通知するものとする。

(提供資料の提供の中止)

- 第10条 スポンサーは、提供資料の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー中止届(第8号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー中止届(第8号様式)の提出を受けたときは、雑誌スポンサー終了・取消通知書(第9号様式)により、スポンサーに通知するものとする。

(スポンサーの取消)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーへの催告その他何らの手続きを要することなく、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 要綱第4条第1項及び第2項に規定する業種又は事業者に該当することが明らかになったとき
 - (2) 要綱第4条第3項に定める事由に該当する場合
 - (3) 提供資料の納入がないとき
 - (4) 第4条に規定する基準を満たす広告の提出がないとき
 - (5) スポンサーが会津若松市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
 - (6) その他広告の掲載が適切でないと教育委員会が認める事由が発生したとき
- 2 教育委員会は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、速やかに雑誌スポンサー終了・取消通知書(第9号様式)により、スポンサーに通知するものとする。この場合において、教育委員会は、すでに納入されている提供資料の返還はせず、また、当該提供資料の保存及び配架方法については、スポンサー名及び広告を外したうえで教育委員会が決定するものとする。
- 3 教育委員会は、スポンサーの取消によって生じた損害の責めを負わない。

(提供資料の購入及び納入等)

第12条 第7条第3項の規定によりスポンサーの承諾決定を受けた者は、広告の掲載期間において、会津若松市が指定する納入業者と当該年度末までの購買契約を締結し、提供資料の購入代金を全額負担のうえ、納入業者に直接支払わなければならない。

- 2 購買契約をスポンサーと締結した納入業者は、原則として提供資料の発売日当日に会津図書館に納入するものとする。ただし、別冊、臨時増刊、号外等の場合は、この限りでない。
- 3 納入された提供資料の所有権は、会津若松市に帰属する。

(広告の掲載内容等の責務)

第13条 スポンサーは、スポンサーが掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

- 2 スポンサーは、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを会津若松市及び教育委員会に対し保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。